

地区避難所運営要領書

1 目的

1.1 本書は葛ヶ丘会館に開設する地区避難所の運営について定める。

2 地区避難所の開設

2.1 大雨・暴風・暴風雪特別警報が発令され行政からの依頼があった時、または防災会長が必要と判断した時（住民から開設の希望があった時など）、床上浸水や土砂災害の被害が予想される地域の世帯の避難に備えて、葛ヶ丘会館に地区避難所を開設する。

2.2 葛ヶ丘会館の和室・大会議室を地区避難所として運用する。

2.2.1 葛ヶ丘会館には毛布・マットレスなどを常備しておく。

2.2.2 和室、大会議室の順で避難者を受け入れる。

3 地区避難所の運営

3.1 地区避難所運営委員は災害対策本部長・同副本部長・会計・防災副会長および各丁目防災隊長・副隊長とし、地区避難所の運営にあたる。必要に応じ災害対策本部隊員の応援を得る。

3.1.1 地区避難所運営委員は大雨・暴風・暴風雪特別警報の発令を知った時、連絡を取り合い葛ヶ丘会館に集合する。

3.1.2 地区避難所運営委員は交代で葛ヶ丘会館に詰め、避難者の受入れにあたる。

3.2 避難者

3.2.1 避難を希望する住民は葛ヶ丘会館（22-4940）に連絡し、地区避難所が開設されているか確認する。開設されていない場合は防災会長・副会長または各丁目防災隊長のいずれかに開設の希望を伝える。

3.2.2 避難者は防災用品（携帯電灯、飲料、食料など）を持って避難する。

4 被害発生時

以下のような時は住民を会館に避難誘導する。

4.1 洪水で川の氾濫等が生じ、家屋に浸水した時。

4.2 がけ崩れなどで土砂が流入し、住民が家屋に居られなくなった時。

4.3 その他災害で、住居が被害を受け住民が家屋に居られなくなった時。

5 災害対策本部の地区避難所としての運営

大地震発生により災害対策本部の地区避難所として会館を使用する場合については別途定める。

6 付 則

6.1 この要領書は、防災役員会の承認を得て改正することができる。

6.2 この要領書は、平成29年 2月 5日から実施する。